請求人 井上博夫

盛岡市職員措置請求に係る意見陳述

(盛岡市水道事業管理者に関する措置請求)

- 1.措置請求に係る財務会計行為の確認
- (1)平成13年度支出済額 199,500千円(事実証明書3参照)
- (2)平成14年度支出予定額 123,500千円(平成14年度当初予算計上:事実証明書4参照)
- (3)平成15年度以降支出予定額 (事実証明書4参照)

平成4年度~18年度の継続費として、総額3,230,000千円が計上されており、この額から既支出額を除いた残額が、現時点における支出予定額である。なお、岩手県公共事業評価委員会において事業費の約2倍への増加が見込まれていることから判断すれば、支出予定額の変更はあっても、現在の予定額を下回ることがないのは確実である。したがって、本財務会計行為は、「当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される場合」にあたる。

- 2. 盛岡市水需給計画を見直したにも関わらず、これを簗川ダム建設計画に反映させず、 簗川ダム建設負担金を支出し、並びに支出しようとしていることの違法・不当性について
- (1)盛岡市水需給計画見直しの結果、簗川ダムからの取水が相当に遠い将来に至るまで必要のないことが明らかとなった(事実証明書5及び追加書証1参照)。

なお、盛岡市が行った見直しは、飽和値を390,000人とするロジスティック法による将来 人口予測に基づいているため、見直し自体も過大な予測となっている可能性が濃厚であり、 将来にわたって簗川ダムからの取水を行うことが不要となる場合も十分に考えられる。

行政区域内人口の推計にあたり、盛岡市水道事業管理者は、5つの回帰式により推計し、そのうちロジスティック曲線式を採用している。しかし、5つの回帰式の中でもっとも当てはまりが良かったのは修正指数(相関係数0.982684)であったにも関わらず、これを採用せず、あえてより当てはまりの悪いロジスティック曲線(相関係数0.960329)を採用した。平成43年度の行政区域内推計人口は、修正指数、ロジスティック曲線で、それぞれ、284,269人、318,285人となっており、ロジスティック曲線の場合の方が、34,016人多い。したがって、この推計人口を元に予測した「見直し後の」水需給計画は、依然として過大である可能性が高い。

(2)築川ダムからの取水が不必要となったことを、盛岡市水道事業管理者は十分に認識していた。

「盛岡市水需給計画見直し」において、7拡変更認可につき、次の通り述べている。

「簗川ダム完成後の平成19年度から取水開始の計画とする必要があり、かなり過大な水需給計画となっている。」(事実証明書5)

築川ダム建設計画は7拡変更認可に基づいて設計されており、この時点で水道事業管理者は、7拡変更認可における水需給計画が過大であり、築川ダムからの取水計画の見直しが不可欠との認識を得ていたことは明らかである。

盛岡市長は、市議会での答弁で次のように述べている。

「簗川ダムから取水を行うのは何年度と見込んでいるかとのお尋ねでございましたが、現在の盛岡市の人口動態で単純に計算いたしますと、御所浄水場の稼働後おおむね40年から50年先と考えております。」

御所浄水場の稼働が平成23年度と予定されているので、市長の弁によれば、簗川ダムからの取水開始は、今から50~60年後の平成63年度から平成73年度と認識し、少なくともそれまでは簗川ダムからの取水は不要と理解していた。

(3)しかるに、水道事業管理者は、簗川ダム取水計画の見直しを怠ったばかりか、簗川ダム建設事業の再評価を審議していた第3回岩手県公共事業評価委員会県土整備部会において、次のように述べ事業継続を求めた。

「簗川ダム取水事業に対する盛岡市の考え方でございますが、簗川ダムにつきましては、第7次の拡張事業、第3期事業の水源として位置付けられているものでございます。」

このように、第7次拡張計画が過大であることが明らかとなり、かつその事実を十分に 承知しながら、水道事業管理者は、水需給計画を見直した事実に全く触れず、従前通りの 事業継続を求めた。その結果、岩手県公共事業評価委員会は、盛岡市の利水参加を含む築 川ダム建設計画の事業継続を決定した。岩手県公共事業評価委員会において委員に配付さ れた資料は、見直し前の盛岡市の計画給水量の図であり、これに基づき委員会は、ダム高 の変更等を行わず従前通りの事業継続を決定した(追加書証2参照)。盛岡市水道事業会 計は、本措置請求に係る負担金支出を引き続き行わねばならないこととなり、当該会計は 多大な損害を被り、かつ今後も被り続けることが予想される事態となったものである。

(4)水道事業管理者が、簗川ダム建設事業の継続を求めるにあたり、補足的理由とした 2点について、これらが不当なものであることを述べる。

第1に、長期的なまちづくりの計画において必要だ、との主張に関して。

これは、直ちに築川ダムからの取水が必要でないとしても、将来においては必要になる、 との主張と解される。すなわち、先に引用した盛岡市長の答弁によれば、取水開始が見込 まれる平成63年度から平成73年度に必要になる、ということである。

しかし、ダムの法定耐用年数は80年とされている(旧大蔵省令第35条)。簗川ダムの完成予定が平成24年度だから、平成73年度は、完成の約50年後となり、残存耐用

年数はわずか約30年を残すのみである。耐用年数80年をもとに岩手県が算定した資料によれば(追加書証3参照)、平成74年度における簗川ダムの残存価値の現在価値額は1,938百万円と算定されている。これに盛岡市の負担割合9.5%を掛ければ、盛岡市の持ち分相当額は、184百万円にすぎない。したがって、継続費計上額をもとに考えると、現在時点で、3,230百万円を支出して、遠い将来に184百万円相当の資産を得る行為を行っていることになり、「将来の必要性」を根拠として正当化できるものではない。

また、岩手県は簗川ダム建設事業の代替案の一つとして水道専用ダムの建設について検討している。これによれば、砂子沢サイトに代替ダムを建設すると仮定して、費用を91億円と見積もっている(追加書証4)。盛岡市が50年後にこのダムを建設し水道用水を確保するとすれば、建設費91億円の現在価値額は12.8億円となる(割引率4%で算定。91億円/(1+0.04)50=12.8億円)。この場合も、やはり簗川ダム負担金よりかなり低い費用ですむという結果になる。

したがって、いずれの場合を想定しても、水道事業管理者が行い、かつ行おうとしている支出行為が、盛岡市水道事業会計に与える損害は多大である。

- (5)第2に、広域的に必要だ、との主張について。盛岡市のみならず、矢巾町、滝沢村を含む広域的対応のためにも有効な水源である、と水道事業管理者は主張する。しかし、矢巾町は独自に利水参加しており、滝沢村は参加していない。盛岡市水道事業会計が支出する負担金は、あくまで盛岡市の利水参加分に係るものである。したがって、負担金支出が正当か不当かは、盛岡市単独の水需給計画に照らして判断されるべきものである。盛岡市が、当該町村の意思とは無関係に、矢巾町や滝沢村の将来の必要を勝手に斟酌して利水参加し、そのための負担金を支出しているとすれば、近隣町村の自治権を侵害する行為であるし、それこそ、盛岡市民の公益とは無関係な支出を行う、違法・不当な支出に他ならない。
- (6)以上の通り、水道事業管理者の背任的行為が、盛岡市水道事業会計に多大な損害を与えかつ損害を与えることが相当の確実性を持って予想される。したがって、損害額の返還及び以後の支出の差し止めを求める。
- 3.損害の回復並びに回避のため、監査委員が真摯な実質審議を行うことを求める。

【追加書証】

- 1 図「給水量と人口の推移」(簗川ダムからの取水分を加筆)
- 2 岩手県公共事業評価委員会第3回県土整備部会資料「11 盛岡市と矢巾町の水道計画について」
- 3 岩手県公共事業評価委員会第2回県土整備部会資料「4 費用対効果の算定について」
- 4 岩手県公共事業評価委員会第3回県土整備部会資料「3 治水代替案の比較について」